

# 広報広聴会議

日 時 平成 2 6 年 9 月 1 日 ( 月 ) 午後 3 時 ~

場 所 第 3 委員会室

---

1 議会だよりの編集について

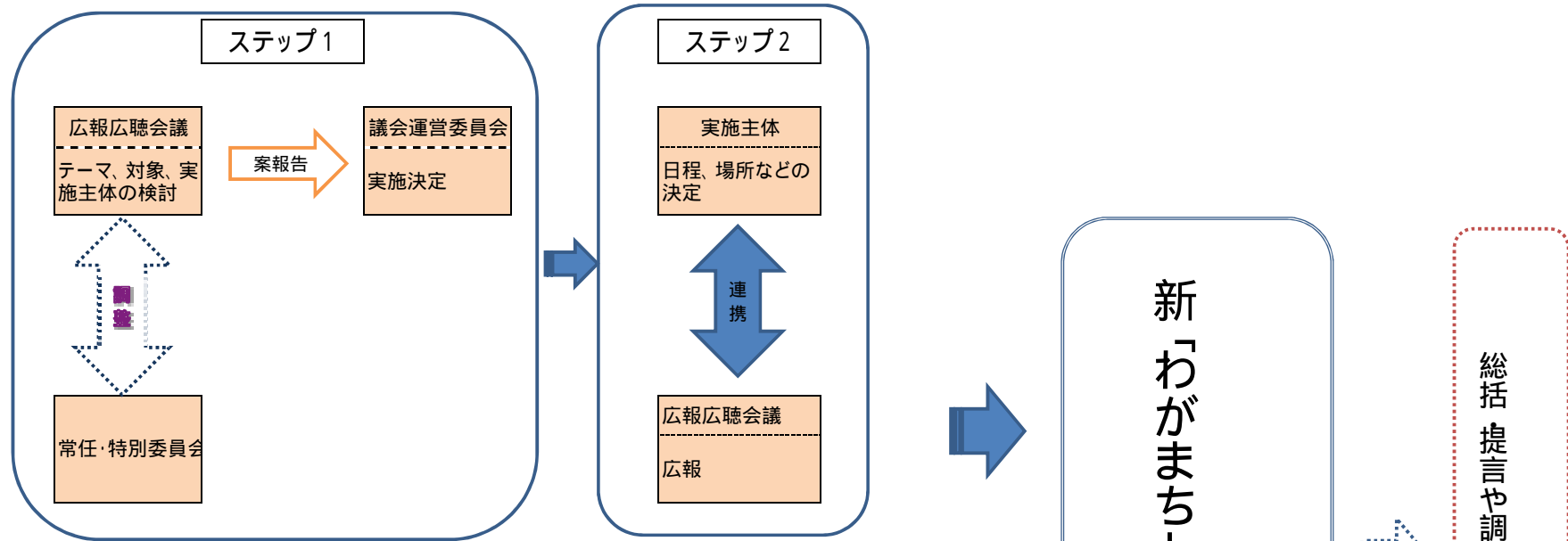
2 議会基本条例運用基準について

3 その他

## 議会基本条例運用基準改正案

現行	改正案
<p>4 議会報告会</p> <p>条例第7条に規定する議会報告会については、別に要綱を定めて運用する。</p> <p>〔議会報告会実施要綱（例）〕</p>	<p>4 議会報告会等</p> <p>条例第7条に規定する議会報告会及び市民との意見交換の場は、次の各号により実施する。</p> <p>(1) 広報広聴を所管する組織を設置し、その組織が運営主体となり要綱を定めて実施する。</p> <p>(2) 市民等の意見（市民からの審査経過等の説明の要請を含む）又は委員会等の発意により、次のフローに沿って実施する。</p> <p style="text-align: center;">フロー図</p> <p>(3) 市民参加による意見交換の場は「わがまちトーク」と称し実施する。</p>
<p>12 議会広報の充実</p> <p>条例第16条第1項に規定する広報の充実は、議会の審議結果等を議会だより、ホームページに掲載するほか、会議録検索システムの公開、本会議インターネット中継（ライブ及びVOD）、委員会インターネット録画配信、庁舎ロビーでの本会議中継等を行うことにより実現するものとする。</p>	<p>12 広報広聴の充実</p> <p>条例第16条に規定する広報広聴の充実は、次の各号により実施する。</p> <p>(1) 議会の審議結果等の議会だより、ホームページ掲載、会議録検索システムの公開、本会議インターネット中継（ライブ及びVOD）、委員会インターネット録画配信、庁舎ロビーでの本会議中継等を行う。</p> <p>(2) 同条に定める効果的な広報広聴活動に努めるため、広報広聴を所管する組織を設置する。</p> <p>(3) 新たな広報広聴活動の取り組みについては、広報広聴を所管する組織が情報収集及び研究し、取り組みの企画及び立案を行い、議会運営委員会の承認を得て実施する。</p> <p>(4) 広報広聴活動をソーシャルメディアの手段を用いて行う場合には、亀岡市議会ソーシャルメディア運用方針及び亀岡市議会ソーシャルメディア運用ガイドラインを遵守しなければならない。</p>

1 広報広聴会議が聴取した市民等の意見により実施する場合



2 委員会等発意により実施する場合

